

# 令和4年度群馬県子育て支援員研修

## (地域保育コース・地域子育て支援コース) 募集要項

### 1 目的

子ども・子育て支援法に基づく小規模保育、家庭的保育、一時預かり、利用者支援事業（基本型）、地域子育て支援拠点等の事業につき、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要です。このため、地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する方に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ります。

### 2 実施主体

群馬県

### 3 対象者

#### (1) 地域保育コース

①以下の事業を実施している群馬県内の施設において、保育に従事している方（従事予定も含む）

#### ※対象事業

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、一時預かり事業

②本研修の修了後に群馬県内の保育施設でみなし保育士として勤務することを予定している方

③群馬県内の認可外保育施設に勤務している方及び訪問型保育事業に従事している方のうち、研修を希望する方

④群馬県内の施設で保育に従事する希望のある方（対象事業は上記※と同じ）

#### (2) 地域子育て支援コース

①群馬県内の施設で利用者支援事業または地域子育て支援拠点事業に従事している方（従事予定の方も含む）

②群馬県内の施設で利用者支援事業または地域子育て支援拠点事業に従事する希望のある方

## 4 研修の種類と定員

### (1) 地域保育コース

I 【基本研修】 + 【専門研修：共通科目】 + 【専門研修：地域型保育事業】 …30名

II 【基本研修】 + 【専門研修：共通科目】 + 【専門研修：一時預かり事業】 …20名

### (2) 地域子育て支援コース

I 【基本研修】 + 【専門研修：利用者支援事業（基本型）】 …10名

II 【基本研修】 + 【専門研修：地域子育て支援拠点事業】 …40名

## 5 参加費用

(1) 研修参加費は無料です。

(2) 会場等への往復交通費、昼食代等は自己負担とします。

## 6 研修内容

「子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（以下、「局長通知」という。）」で定められた子育て支援員基本研修及び子育て支援員専門研修。

## 7 研修日程と会場

### (1) 地域保育コース

研修名		開催日時	会場名	研修会場名
基本研修		10月24日(月)	群馬県勤労福祉センター	第1第2会議室
		10月25日(火)		
地域保育コース	共通科目	11月7日(月)	群馬県市町村会館	501研修室
		11月8日(火)		
		11月9日(水)		
	地域型保育	11月10日(木)	群馬県市町村会館	502研修室
	地域型保育実習代替	11月11日(金)		
	一時預かり事業	11月14日(月)	群馬県市町村会館	502研修室
	一時預かり事業実習代替	11月16日(水)		

※【専門研修】の受講については【基本研修】の修了が受講条件となります。

※研修コース・日程により、会場が異なりますのでご注意ください。

### (2) 地域子育て支援コース

研修名		開催日時	会場名	研修会場名
基本研修		10月24日(月)	群馬県勤労福祉センター	第1第2会議室
		11月25日(火)		
地域子育て支援コース	利用者支援事業 (基本型)	11月17日(木)	群馬県市町村会館	502研修室
		11月18日(金)		
	地域子育て支援拠点事業	11月21日(月)	群馬県市町村会館	501研修室

※【専門研修】の受講については【基本研修】の修了が受講条件になります。

※研修コース・日程により、会場が異なりますのでご注意ください。

※【専門研修：利用者支援事業・基本型】を受講される方について

相談及びコーディネート等の業務内容を必須とする市町村長が認めた業務(例：地域子育て支援拠点事業、保育所における主任保育士業務)に1年以上の実務経験を予め有していることが受講条件となりますので、勤務先等で「【様式1】実務経験証明書(1年以上の実務経験及び業務内容明記)」を発行のうえ、受講申込書と併せて提出してください。

事前学習(課題作成・提出)および見学実習があります。詳細は別途ご連絡します。

## 8 地域保育コース地域型保育・一時預かり事業見学実習について

本研修は、新型コロナウイルス感染症対応の観点から、一部の受講者は実習を行わず、実習に代わる代替講義での対応となります。※

※ 認可保育施設・認定こども園（幼保連携型・保育園型）に勤めている方で、自身の園で実習を行うことを希望される方は東京リーガルマインド事務局にお申し出ください。レポートを提出していただきます。

## 9 会場

群馬県勤労福祉センター  
〒379-2166 群馬県前橋市野中町 361-2

群馬県市町村会館  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 335-8

## 10 受講申込・決定

### (1) 申込

別紙受講申込書に必要事項をご記入し、必要書類を添付のうえ、郵送でお申込みください。

### (2) 申込書類

受講申込書等は、弊社子育て支援員研修ホームページでもダウンロードできます。

<https://public.lec-jp.com/kosodate-gunma/>

### (3) 申込上の注意

受講申込書等に不備・不明な箇所がある場合、必要に応じ書類の追加・再提出を依頼する場合がありますので、控え（コピー）をお取りください。

### (4) 定員超過の場合

申込多数の場合は、現に従事している方（従事予定含む）を優先する等、受講者を調整する場合がありますので、予めご了承ください。

### (5) 受講決定通知

**10月17日（月）に受講証を発送する予定**です。受講証は申込者のご自宅に郵送いたします。受講証が届かない場合は、事務局にお問い合わせください。

### (6) 受講申込期限

**令和4年10月3日（月）必着**

## 11 申込書類

### (1) 受講申込書

必要事項を記入し、記入漏れのないように注意してください。住所は、受講証を受け取ることの出来る場所を記載してください。

### (2) 基本研修または、一部科目の免除を希望する方

#### ①保育士、社会福祉士の方

資格取得を証明する書類を受講申込書と併せて提出してください。

#### ②幼稚園教諭、看護師、保健師の方

**資格取得を証明する書類の他、**

**勤務先**で日々子どもと関わる業務（保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなど）に携わっていることを証明する書類（**任意の書式**）を受講申込書と併せて提出してください。

#### ③過去に群馬県および他県にて基本研修を受講したことがある方

群馬県又は、他都道府県で受講したコース及び科目等を証する書類（修了証または受講証明書等の写し）を、受講申込書と併せて提出してください。

#### ④一部科目で該当する講義を免除する方

群馬県又は、他都道府県で受講したコース及び科目等を証する書類（修了証または受講証明書等の写し）を、受講申込書と併せて提出してください。

### (3) 【専門研修：利用者支援事業・基本型】を受講する方

勤務先等で「実務経験証明書（1年以上の実務経験及び業務内容明記）」【様式1】を発行のうえ、受講申込書と併せて提出してください。

※全ての書類は、“写し”の提出で結構です。

※書類と現在のお名前が変わっている場合でも、戸籍抄本などの証明書類は不要です。

※提出された書類に、偽りがある場合は、研修受講・修了認定を取消すことがあります。

## 12 申込先

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル 株式会社東京リーガルマインド 新規事業本部 群馬県子育て支援員研修事務局
---

## 13 免除

### (1) 基本研修の免除

以下の有資格者は、希望により【基本研修】の免除が可能になります。該当する資格証等の”写し”を、受講申込書と併せて提出してください。資格証等の氏名が現在と違う場合の証明書類は不要です)

①保育士

②社会福祉士

③幼稚園教諭、看護師、保健師の資格を持ち、日々子どもと関わる業務（保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等）に携わる方

### (2) 一部科目免除

他の都道府県等の子育て支援員研修および群馬県子育て支援員研修で【基本研修】または【専門研修】を一部修了している方は、希望により修了科目の受講免除ができます。一部科目修了証または受講証明書等の写しを、受講申込書と併せて提出してください。

## 14 修了証の発行

群馬県が「子育て支援員研修」の修了を認定し、修了証を発行します。

## 15 個人情報の取り扱い

受講申込書に記載された個人情報については、本事業の運営以外の目的に利用いたしません。

## 16 研修運営に関する留意点

- (1) 子育て支援員研修を修了すると子育て支援分野で働く際に必要な知識や技能を身につけていると認められますが、国家資格ではありません。また、修了した研修の「コース（種別）」によって、従事できる事業・内容が違います。
- (2) 申込書等内容が事実と異なる場合や一部修了証および免除科目の資格証等に偽りがある場合、受講及び修了の認定が取り消しとなることがあります。
- (3) 受講申込書等に関して、本人にご連絡する場合があります。必ず、連絡先（電話番号）を明記してください。
- (4) 本研修は「子育て支援員」の認定研修であり、研修修了後の雇用先を紹介および保証するものではありません。

## 17 問い合わせ先

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル  
株式会社東京リーガルマインド 新規事業本部 群馬県子育て支援員研修事務局  
担当：徳永・林田・中村  
TEL：03-5913-6225 FAX：03-5913-6255

※受付時間：平日 9:00～18:00